

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	NIJO グループ(有)	種別	短期入所生活介護
代表者	佐藤 社喜	施設長	佐藤 まり子
所在地	秋田県能代市落合 字亀谷地 1-84	電話番号	0185-89-5221

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は通所サービス、7は訪問サービス、8は居宅介護支援サービス固有事項となっており、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	3
(4) 優先業務の選定	4
① 優先する事業	4
② 優先する業務	5
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	5
① 研修・訓練の実施	5
② BCPの検証・見直し	5
2. 平常時の対応	6
(1) 建物・設備の安全対策	6
① 人が常駐する場所の耐震措置	6
② 設備の耐震措置	6
③ 水害対策	7
(2) 電気が止まった場合の対策	7
(3) ガスが止まった場合の対策	8
(4) 水道が止まった場合の対策	8
① 飲料水	8
② 生活用水	8
(5) 通信が麻痺した場合の対策	9
(6) システムが停止した場合の対策	9
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	10
① トイレ対策	10
② 汚物対策	10
(8) 必要品の備蓄	11
(9) 資金手当て	12
3. 緊急時の対応	13
(1) BCP発動基準	13
(2) 行動基準	13
(3) 対応体制	14
(4) 対応拠点	14
(5) 安否確認	エラー! ブックマークが定義されていません。
① 利用者の安否確認	15

② 職員の安否確認.....	15
(6) 職員の参集基準.....	16
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	17
(8) 重要業務の継続.....	17
(9) 職員の管理.....	19
① 休憩・宿泊場所.....	19
② 勤務シフト.....	19
(10) 復旧対応.....	20
① 破損個所の確認.....	20
② 業者連絡先一覧の整備.....	20
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	20
4. 他施設との連携.....	21
(1) 連携体制の構築.....	21
① 連携先との協議.....	21
② 連携協定書の締結.....	21
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	22
(2) 連携対応.....	22
① 事前準備.....	22
② 入所者・利用者情報の整理.....	23
③ 共同訓練.....	23
5. 地域との連携.....	24
(1) 被災時の職員の派遣.....	24
(2) 福祉避難所の運営.....	24
① 福祉避難所の指定.....	24
② 福祉避難所開設の事前準備.....	25
6. 通所サービス固有事項.....	25
7. 訪問サービス固有事項.....	26
8. 居宅介護支援サービス固有事項.....	27

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

●災害発生時には次の方針に基づき業務を継続する。

- (1) 入所者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、
その他の業務は縮小、休止とする。
- (2) 地域の災害時要援護者を受け入れる。

*法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

(2) 推進体制

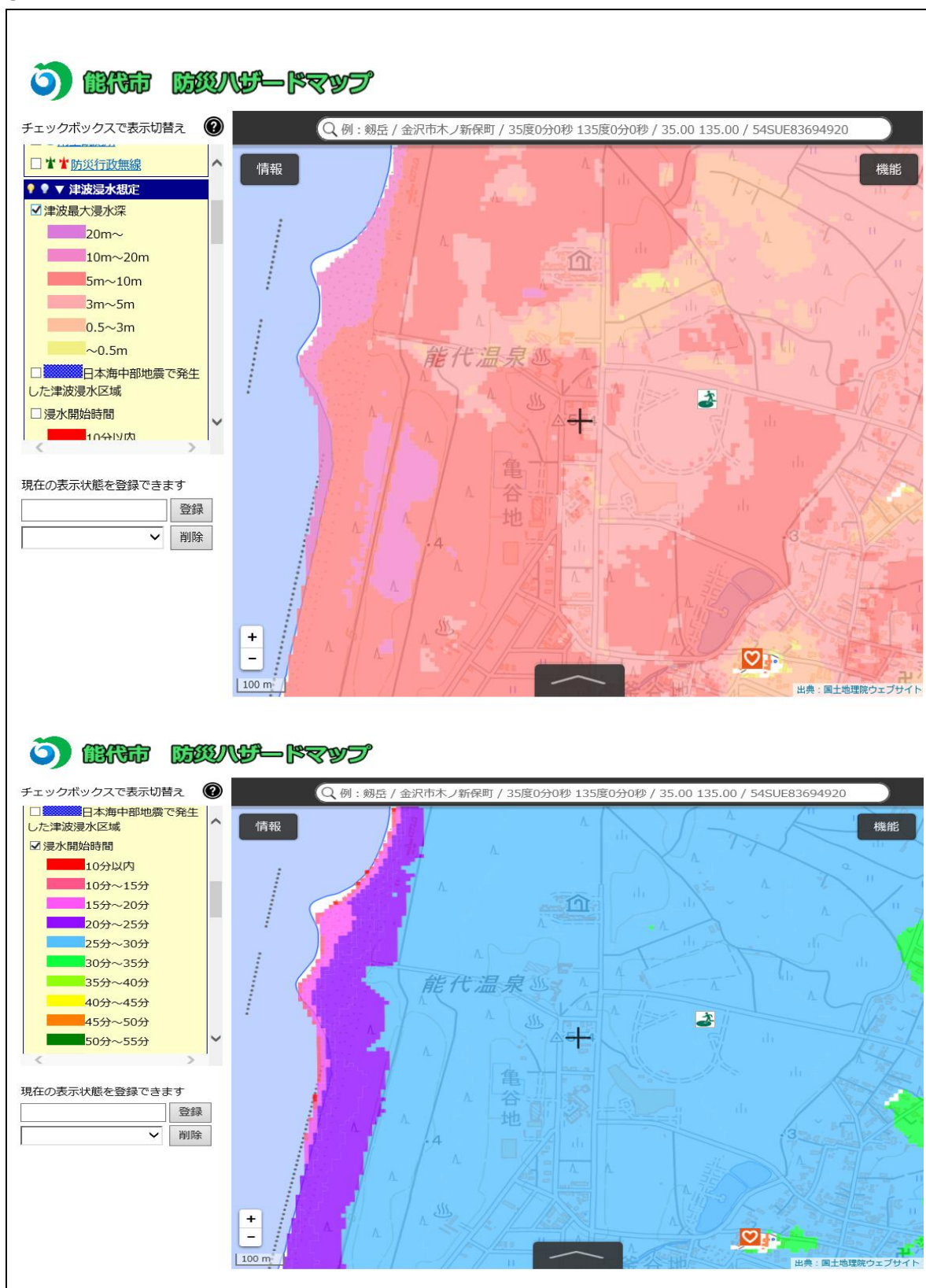
平常時の災害対策の推進体制を記載する。

(記入フォーム例)

主な役割	部署・役職	氏名	補足
責任者	施設長	佐藤まり子	
取りまとめ	専務	佐藤宏樹	
介護担当	管理者	木村真由子	
設備担当	社長	佐藤社喜	
給食担当	調理員	伊藤三智子	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

(1) 基本的な考え方

災害発生時には、事業を継続するために必要な資源（人的資源、物的資源、ライフラインなど）の制約を受けることを念頭に、当施設の立地条件から、自然災害の中で頻繁に発生する自信を想定し（2）のとおりとする

(2)

建物は、2011年11月の建築

周囲に高層のビル等がないので、地震による他の建物倒壊・火災による被害の可能性は低い。また、能代市のハザードマップによると洪水・土砂災害の可能性は低いが、津波による被害の可能性はある（影響開始時間は13分、浸水開始時間は25分～30分、津波最大浸水深は3～5m）

※日本海中部地震で発生した津波浸水区域には含まれていない

①対象被害：震度6以上の地震

②発生時刻：3月朝4時（最も勤務者が少ない時間帯）

③人員：発生時間帯の勤務者は夜勤スタッフ2名とし、発生から6時間後に職員の30%が参集し施設業務を継続実施することを想定

④建物：使用可能の想定

⑤ライフライン

- ・電 力 災害発生から4日間は停電（1時間は非常用照明点灯）
- ・上下水道 災害発生から7日間は断水
- ・ガ ス 災害発生から20日間は全面停止
- ・電 話 災害発生から4日間は優先回線以外不通
- ・通 信 つながりにくい状況
- ・道 路 幹線道路は規制により緊急車両を除き全面通行禁止。鉄道は不通
ただし、徒歩、自転車は通行可能。

(3) 想定されるリスク

①今回は災害の発生から3日間みの計画とし、復旧状況に応じて応急業務、非常時優先業務を行う想定で計画したが、次回改訂時は、震源を中部とし、7日間の計画、さらに1ヶ月間の計画を立てていく必要がある。

②震源が県北部となった場合はライフラインの復旧状況は、上記復旧想定日数の概ね数倍以上となってしまう。

③道路の被害状況にもよるが、職員の通勤手段は自家用車であるため、公共交通機関が停止した場合でも短時間で施設に集合できるメリットがある。しかし、交通状況により自家用車が使用できない場合は、自転車、徒歩での参集とならざるを得ない。自転車で集合では現在の参集想定時間は、概ね3倍以上となってしまう。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

＜記入フォーム例＞									
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	停止				復旧				
E V									
飲料水	備蓄			支援					
生活用水	停止			支援				復旧	
ガス	停止								
携帯電話	停止				復旧				
メール	停止				復旧				

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

＜優先する事業＞ (1) 水分補給 (2) 食事 (3) 服薬 (4) バイタルチェック ＜当座停止する事業＞ (1) 新規受け入れ（事情により可） (2) 外出での余暇活動 (3) レクリエーション
--

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

(記入フォーム例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
水分補給	6 人	6 人	6 人	2 人
食事	6 人	6 人	6 人	0 人
服薬	4 人	4 人	4 人	2 人
バイタルチェック	2 人	2 人	2 人	1 人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

毎年2回、地震や火災などの災害を想定した訓練を実施。
訓練の日程については、事前に消防署、参加者に通知。
訓練の実施状況は記録を取り保管。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（●●委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

毎年、これまでに策定したBCPの内容や災害対策の取り組みを総括し、現状を評価するとともに洗い出された課題については翌年度の取り組みに反映させる。

* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	2×4 構造により面で支えられる構造	
各居室	高所に物を置かない	
キャビネット	扉つきのキャビネット	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
受電設備	業者による点検	
空調設備	同上	
各種ポンプ	同上	
消火設備	同上	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明	懐中電灯にての明るさの確保

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
暖房	毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ
調理	カセットコンロ
給湯	入浴を中止しウェットティッシュで清拭

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

備蓄の飲用水

- ・備蓄車にペットボトル飲用水2リットル30本（41人×3日分）を確保

給水車による配布

- ・給水車による給水を活用

* 備蓄の場合は、備蓄の基準（2リットルペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

施設裏手の海

- ・海からタンクに水を汲んで使用する

* 貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

固定電話：0185-89-5221

メール：hamanasu@rubypala.or.jp

災害伝言ダイヤル：171

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

データはUSBにバックアップしている

手書きにて業務を行う

浸水の可能性がある場合は、USBを持って避難

衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

オムツ着用

- ・人手不足時などは緊急避難として排泄介助の要・不要に関わらずオムツ着用。
- ・オムツ交換は定時に集中的に実施。

【職員】

断水、配管不備、浄化槽の損傷などによりトイレが使用できなくなった場合、職員は非常時用トイレを使用。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

ポリ袋に入れて外に設置しているゴミ箱に投入

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的
にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、
定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
かんぱん	10		備品庫	施設長
水	30		備品庫	施設長
果物缶詰	10		備品庫	施設長
他缶詰	5		備品庫	施設長
米	10		備品庫	施設長
レトルトごはん	30		備品庫	施設長

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
おむつ	50		備品庫	施設長
ウェットティッシュ	50		備品庫	施設長
ティッシュ	50		備品庫	施設長
タオル	100		備品庫	施設長
絆創膏	30		備品庫	施設長
消毒液	10		備品庫	施設長

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ビニール手袋	20	備品庫	施設長
ラップ	2	備品庫	施設長
アルミホイル	2	備品庫	施設長
懐中電灯	10	備品庫	施設長
ポリ袋	10	備品庫	施設長
乾電池・単三	5	備品庫	施設長
乾電池・単四	5	備品庫	施設長

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

元手資金： 羽後信用金庫からの借入金3000万円（2030年までに返済）

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、能代市周辺において震度6以上の地震が発生し、被害状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示によりBCPを発動し対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨情報、土砂災害警報が発表された時
台風により暴風・津波・高潮警報が発表された時

また、施設長の場合の代替者も決めておく。

施設長	代替者①	代替者②
佐藤 まり子	社長 佐藤 社喜	専務 佐藤 宏樹

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

- 1、自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保
- 2、二次災害への対策
- 3、利用者の生命維持
- 4、外部機関との連携、情報発信

・平常時

日常点検、訓練、見直し、情報収集、情報共有

・発生直後

命を守る行動（安全確保・避難）

・当日

二次災害対応（避難場所の確保）

※情報収集と共有、支援人員確保、行政・取引先と連携、利用者家族へ安否情報発信

- ・体制確保後
利用者の生命維持と事業再開
- ・体制回復後
通常営業
- ・完全復旧後
評価、反省、見直し

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

施設長：地震災害応急対策の実施全般についての指揮を行う
情報班（管理者）：行政等と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ施設長に報告、利用者家族へ状況の連絡
消化班（専務）：地震発生直後の火元の点検、ガス漏れの確認を行い、発火の防止をし、発火の際は消化に努める
応急物資班（社長）：食料、飲料水の確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布
安全指導班（勤務スタッフ）：利用者の安全確保、施設設備の損傷を確認し報告。施設長の指示がある場合は利用者の誘導を行う
救護班（看護師）：負傷者の救出、応急手当および病院への搬送
地域班（専務）：地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受け入れ

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
機能訓練室	事務所	新館ホール

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

さくら通り：担当スタッフ・他スタッフ

はまなす通り：担当スタッフ・他スタッフ

新館：担当スタッフ・他スタッフ

食堂：ホール担当スタッフ

入浴中：入浴担当スタッフ

送迎中：送迎担当スタッフ

その他：付き添いのスタッフ

【医療機関への搬送方法】

1、能代厚生医療センター

2、能代病院

なお、搬送は原則救護班が送迎車両を使って行う

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、P C メール、S N S 等

【施設内】

職員、利用者の安否確認は、各エリア（さくら、はまなす、新館）担当が行い施設長に報告

【自宅等】

電話、メール、災害伝言ダイヤルを使用し施設へ連絡

報告する事項は、自身・家族の安否と出勤の可否

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

緊急連絡体制による参集

・判断基準

甚大な被害が生ずると推測される場合

例) 地震が発生し、震度5強を記録したとき

例) 秋田県内に警報が発表されたとき

例) 大雨、洪水、暴風雨、高潮警報が発令され、県内で浸水等による被害が発生したとき

①地震

能代市で震度5強が発生したとき

②水害

大雨、洪水、暴風雨、高潮警報等が発令され、〇〇市町村内で浸水等による被害が発生したとき

③その他

地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があったときに、市長が非常体制の必要性があると認めたとき ※市町村により、行政の定める地域防災計画に明記されている場合もある。

自主参集

・判断基準

甚大な被害が生じた場合

例) 震度6弱以上の地震

※正職員は、勤務時間外や休日でも能代市内に震度6弱以上の地震が発生した場合や避難勧告・指示があった場合には、原則として全職員が参集しなければならない。その他の職員は本部長の指示による。

①地震

能代市で震度6弱以上が発生したとき

②水害

大雨、洪水、暴風雨、高潮警報等が発令され、〇〇市町村内で浸水等による被害が発生し、市長が必要と認めたとき

③その他

地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があったときに、市長が非常体制の必要性があると認めたとき

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	旧館ホール	新館ホール
避難方法	自力で避難できない利用者は車椅子かおんぶで移動	同左

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	ねむの木苑	正邦園球場
避難方法	送迎者にて避難 早急な避難が必要な場合は職員の車で避難	同左

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

夜勤職員のみ

- ・在庫率100%
- ・ライフライン→停電、断水
- ・業務基準→安全確認
- ・給食→休止
- ・食事介助→休止
- ・口腔ケア→休止
- ・水分補給→応援体制が整うまでなし
- ・入浴介助→失禁などがある利用者はお清拭

発災後6時間

- ・在庫率90%
- ・ライフライン→停電・断水
- ・業務基準→安全と生命を守るための必要最低限
- ・給食→必要最低限のメニューの準備
- ・食事介助→応援体制が整うまでなし（必要な利用者に介助）
- ・口腔ケア→応援体制が整うまでなし
- ・水分補給→飲用水準備（必要な利用者に介助）
- ・入浴介助→失禁などがある利用者には清拭

発災後1日

- ・在庫率70%
- ・ライフライン→転電・断水
- ・業務基準→食事、排泄中心
- ・給食→飲用水、栄養補助食品、簡易炊き出し、炊き出し
- ・食事介助→必要な利用者に介助
- ・口腔ケア→必要な利用者にはうがい
- ・水分補給→飲用水準備、必要な利用者に介助
- ・入浴介助→適宜清拭

発災後3日

- ・在庫率20%
- ・ライフライン→断水
- ・業務基準→一部休止とするが、ほぼ通常通りに近づける
- ・給食→炊き出し、光熱水復旧の範囲で調理再開
- ・食事介助→必要な利用者に介助
- ・口腔ケア→適宜介助
- ・水分補給→飲用水準備
- ・入浴介助→適宜清拭

発災後7日

- ・在庫正常
- ・ライフライン→復旧
- ・業務基準→ほぼ通常通り
- ・給食→炊き出し、光熱水復旧の範囲で調理再開
- ・食事介助→ほぼ通常通り
- ・口腔ケア→ほぼ通常通り

- ・水分補給→ほぼ通常通り
- ・入浴介助→光熱水が復旧次第入浴

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
機能訓練室	新館物品庫
相談室	

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

- ・施設長、専務、社長、管理者
- ・出勤可能職員を、負担の少ないように適宜ローテーション

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
能代病院	0185-52-6331	医療

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

（２）連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

（被災時の連絡先、連絡方法）

（備蓄の拡充）

（職員派遣の方法）

（利用者受入方法、受入スペースの確保）

（相互交流）

② 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

黄色ファイルにまとめている

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

【災害が予想される場合の対応】

【災害発生時の対応】

7. 訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

【災害が予想される場合の対応】

【災害発生時の対応】

8. 居宅介護支援サービス固有事項

【平時からの対応】

【災害が予想される場合の対応】

【災害発生時の対応】

2021年 2月15日 作成

2022年 3月16日 内容について検討するも変更なし

2023年 2月10日 内容について検討するも変更なし

2024年12月29日 内容について検討するも変更なし